

○大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 及び資格審査の申請の時期の特例

平成20年3月31日 大分県告示第224号

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を次のように定める。

（競争入札参加者の資格の特例）

第1 合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、競争入札参加者の資格の再認定（以下「再認定」という。）の手續を行い、新たに競争入札参加資格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期第1の1の2本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

（資格の特例となる合併等）

第2 第1の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札参加資格者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）が行う合併等とする。

（資格の特例期間）

第3 第1の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

（再認定）

第4 再認定の手續については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。